

# 介護に関する入門的研修事業実施要領

## 1 趣旨

本要領は、栃木県介護人材確保対策事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）の介護に関する入門的研修事業を実施するにあたり、交付要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## 2 目的

市町が主体となり、地域における多様な人材の介護職への参入を促進するとともに、介護未経験者を対象とした研修を実施することにより、福祉人材・研修センター・ハローワーク、シルバー人材センター等と連携して介護職への登用を図ることを目的とする。

## 3 実施主体

本事業の実施主体は、市町とする。ただし、実施主体は、市町社会福祉協議会、NPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその委託先に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるよう指導監督するものとする。

## 4 事業内容

### （1）基礎講座（3時間程度）の実施

#### ア 研修対象者

地域住民及び介護に関心がある者

市町は、企業等で定年退職を予定している者や、中高年齢者、子育てが一段落した者、ボランティア参加者等の地域住民の掘り起こしを行うものとする。

#### イ 研修内容等

研修内容及び研修時間数は別紙1「介護に関する入門的研修カリキュラム」のとおりとする。

### （2）入門講座（18時間程度）の実施

#### ア 研修対象者

上記の研修を受講した者

#### イ 研修内容等

研修内容及び研修時間数は別紙1「介護に関する入門的研修カリキュラム」のとおりとする。

### （3）研修修了者の就職等の支援

研修修了者が介護職への就労を希望した場合は、福祉人材・研修センター、ハローワーク及びシルバー人材センター等と連携し就労支援を行うものとする。

### （4）修了証の発行について

基礎講座及び入門講座の研修を修了した研修受講者に対して、別紙2「修了証明書」を発行するものとする。

### （5）書類の管理

市町は、研修の修了年月日、住所、氏名、生年月日等を記載した別紙3「介護に関する入門的研修修了者一覧表」について、永年保存し適切に管理するものとする。

### （6）対象経費

事業の実施に要する次の経費とする。

#### ア 報償費

#### イ 旅費

ウ 需用費（食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費）  
エ 役務費（通信運搬費、広告料、損害保険料）  
オ 手数料及び使用料  
カ 委託料  
キ その他知事が必要と認める経費

(7) 補助基準額

150千円以内

ただし、(1) または(2) のいずれかのみ実施する場合の補助基準額は下記のとおりとする。

(1) のみ実施 20千円以内  
(2) のみ実施 130千円以内

(8) 補助率

10／10

(9) 補助回数上限

2回

(10) その他

(1) 及び(2) の講座とあわせて市町独自の講座を追加実施するなど、柔軟に研修を実施することも可能とするが、その際に要する経費は補助対象外とする。

## 5 提出書類

- (1) 本事業による補助を受けようとする市町は、交付要領第3条に定める書類を提出するものとする。  
(2) 本事業に係る実績報告を行おうとする市町は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、交付要領第7条に定める書類を提出するものとする。

### 附則

この要領は、平成28年10月18日から適用する。

### 附則

この要領は、平成29年3月24日から適用する。

### 附則

この要領は、平成31年3月29日から適用する。

### 附則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

## 別紙1

### ○介護に関する入門的研修カリキュラム

研修科目		研修時間数	研修内容
基礎 講座	介護に関する基礎知識	1. 5時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護に関する相談先（市町の窓口、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所）</li> <li>○介護保険制度の概要（サービスの種類、利用手続き、利用者負担など）</li> <li>○介護休業制度などの仕事と介護の両立支援制度の概要（介護休業や介護休暇などの内容や利用手続きなど）</li> </ul>
	介護の基本	1. 5時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護における安全・安楽な体の動かし方（ボディメカニクスの活用）</li> <li>○介護予防・認知症予防に使える体操（介護予防の理解、手軽に取り組める指先や手などをを使った体操の紹介）</li> </ul>
入門 講座	基本的な介護の方法	10時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護職の役割や介護の専門性</li> <li>○生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等に係る介護や支援の基本的な方法）</li> <li>○老化の理解（老化に伴う心身機能の変化と日常生活への影響など）</li> </ul>
	認知症の理解	4時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認知症を取り巻く状況（認知症高齢者の今後の動向や認知症に関する施策など）</li> <li>○認知症の中核症状とBPSD、それに伴う日常生活への影響や認知症の進行による変化</li> <li>○認知症の種類とその原因疾患、症状、生活上の障害などの基本的な知識</li> <li>○認知症の人及びその家族に対する支援や関わり方</li> </ul>
	障害の理解	2時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害の概念や障害者福祉の理念（ノーマライゼーションやICF考え方）</li> <li>○障害特性（身体、知的、精神、発達、難病等）に応じた生活上の障害や心理・行動の特徴などの基本的な知識</li> <li>○障害児者及びその家族に対する支援や関わり方</li> </ul>
	介護における安全確保	2時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>○介護の現場における典型的な事故や感染など、リスクに対する予防や安全対策、起こってしまった場合の対応等に係る知識</li> <li>○介護職自身の健康管理、腰痛予防、手洗い・うがい、感染症対策等に係る知識</li> </ul>
	合計時間数	21時間	

## 修了証明書

氏名

年月日生

基礎講座

入門講座

基礎講座及び入門講座

上記の者は、介護に関する入門的研修

を修了したことを証明する。

年月日

市町長名

### 別紙3

### 年度介護に関する入門的研修修了者一覧表

(講座名： 基礎講座・入門講座・基礎講座及び入門講座) (市町名： )